

別紙 4

特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱い

(平成16年11月 1日教職員局長決定)

(平成27年 3月11日一部改正)

(令和 3年11月30日一部改正)

特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱いは次のとおりとする。  
次の表のすべての項目について基準を満たすと認められる者について、有識者の意見を踏まえ、総合的に判断し授与する。

	項 目	基準の取り扱い	提 出 書 類 等
資 格	欠格条項に該当しないこと。 (免許法第5条第1項)	—————	宣誓事項 ① 教育職員検定及び教育職員免許状授与願 (別記第2号様式) ② 学校の卒業又は修了の証明書等
人 物	社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 (免許法第5条第3項第2号)	教育職員として適格な人材であること。	① 人物に関する証明書 (別記第3号様式) ② その他必要があると認める場合は、本人の申立書、自己アピール文、学校教育に関する小論文、面接等の方法を加える。
学 力 及 び 実 務	担当する教科に関する相当な期間の実務経験又は優秀な技能を有すること。 (免許法第5条第3項第1号)	別添「特別免許状の授与に係る『教科に関する専門的な知識経験又は技能』の審査基準」に定める事項に該当すること。	① 実務に関する証明書 (別記第3号様式の2) ② 公的資格等を証明する書類 ③ 各種競技会、展覧会受賞等を証明する書類 ④ 履歴書 (別記第5号様式) ⑤ 学業成績証明書 ⑥ その他必要とする専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書 ⑦ 経歴調書等
身 体	教員の職務を行うのに必要な健康状態であること。 (免許法第6条第1項)	—————	① 身体に関する証明書 (別記第4号様式)
推 薦	出願者を任命又は雇用することが学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められること (免許法第5条第3項)	学校の教育課程への位置づけがあり、専門性、特殊性の必要性が認められること。	① 推薦書 (別記第6号様式) ② その他必要があると認める場合は、申請免許教科の教員数及び週担任予定時間数を表す書類を加える。

特別免許状の授与に係る「教科に関する専門的な知識経験又は技能」の審査  
基準

教職員局教職員課

特別免許状の授与に係る「教科に関する専門的な知識経験又は技能」の審査基準に当たっては、次の1～3のいずれかに該当することを要件とする。

1 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

(1) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

(2) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

(3) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

2 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

・外国にある教育施設における勤務経験

・大学における助教、助手、講師経験

・各種競技会等に向けた選手等としての活動

・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

3 次の(1)～(5)のいずれかの事項に該当し、優れた知識経験等を有することの確認ができるもの。

(1) 外国の教員資格の保有

(2) 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格の保有

(3) 修士号、博士号等の学位の保有

(4) 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者。）

(5) 上記(1)～(4)以外の北海道教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項